

# 申告期間は 2月13日(木)から3月17日(月) まで

## 市民税・県民税の申告は、正しく期限内にしましょう！

毎年、期間間近になると会場がたいへん混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。早めに準備して、できるだけ指定日にお出かけください。

2月13日(木)から19日(水)までの申告会場は、セルデイです。市役所での受付は、20日(木)からになりますので、日程と会場を左表でご確認ください。

★課税課 ☎ 1123

### ●申告日程表 (受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時)

| 月  | 日  | 曜日 | 地 区                     | 会場             |
|----|----|----|-------------------------|----------------|
| 2月 | 13 | 木  | 児玉南、第一金屋、第二金屋、第三金屋、長沖   | 大・中会議室<br>セルデイ |
|    | 14 | 金  | 宮内、飯倉、田端、保木野、塩谷、高柳      |                |
|    | 17 | 月  | 秋山、風洞、西小平、東小平           |                |
|    | 18 | 火  | 長浜町、鍛冶町、上町、下町           |                |
|    | 19 | 水  | 仲町、新町、連雀町、本町、本泉全域       |                |
|    | 20 | 木  | 南、前原、緑、栗崎               |                |
|    | 21 | 金  | 東台、住居表示外(照若町・本町・台町・諏訪町) |                |
|    | 24 | 月  | 日の出                     |                |
|    | 25 | 火  | 朝日町、五十子、早稲田の杜、東富田、今井    |                |
|    | 26 | 水  | 四季の里、北堀、西五十子、東五十子、四方田   |                |
|    | 27 | 木  | 寿、けや木                   |                |
|    | 28 | 金  | 傍示堂、鶴森、堀田、滝瀬、宮戸、小和瀬     |                |
| 3月 | 2  | 日  | 市内全域(市民税・県民税申告優先)       | 市役所6階大会議室      |
|    | 3  | 月  | 牧西、仁手、下仁手、久々宇、田中、上仁手    |                |
|    | 4  | 火  | 沼和田、山王堂、杉山、新井、三友、都島、万年寺 |                |
|    | 5  | 水  | 千代田、見福                  |                |
|    | 6  | 木  | 中央、本庄                   |                |
|    | 7  | 金  | 若泉、銀座                   |                |
|    | 10 | 月  | 駅南、吉田林、上真下、下真下、共栄全域、高関  |                |
|    | 11 | 火  | 栄、柏                     |                |
|    | 12 | 水  | 小島                      |                |
|    | 13 | 木  | 西富田、蛭川、下浅見、入浅見          |                |
|    | 14 | 金  | 小島南、下野堂                 |                |
|    | 17 | 月  | 市内全域(市民税・県民税申告優先)       |                |

### 申告時に必要なもの

① 印鑑  
② 収入金額や経費が分かるもの  
③ 給与所得、年金所得のある人：源泉徴収票  
④ 事業所得(営業、農漁業、不動産所得のある人：収支内訳書  
⑤ 配当所得、一時所得、雑所得等のある人：支払調書  
⑥ 各種の控除を証明できるもの  
⑦ 保険料控除、寄附金控除を受ける人：社会保険(任意継続、国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険等)、生命保険(一般、個人年金、介護医療)、地震保険(経過措置の損害保険を含む)、寄附金の領収書又は支払証明書  
⑧ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等の保険料が年金から天引きされている場合、控除の適用は保険料支払者本人になります。(配偶者その他親族の控除には適用されません。)

### ① 印鑑

② 収入金額や経費が分かるもの

③ 給与所得、年金所得のある人：源泉徴収票

④ 事業所得(営業、農漁業、不動産所得のある人：収支内訳書

⑤ 配当所得、一時所得、雑所得等のある人：支払調書

⑥ 各種の控除を証明できるもの

⑦ 保険料控除、寄附金控除を受ける人：社会保険(任意継続、国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険等)、生命保険(一般、個人年金、介護医療)、地震保険(経過措置の損害保険を含む)、寄附金の領収書又は支払証明書

⑧ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等の保険料が年金から天引きされている場合、控除の適用は保険料支払者本人になります。(配偶者その他親族の控除には適用されません。)

⑨ 医療費控除を受ける人：医療費の明細書及び医療機関に支払った費用の領収書等、保険金などで補填された金額が分かる書類

⑩ 障害者控除を受ける人：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書(左ページを参照) など

⑪ 収支内訳書・医療費の明細書は必ず事前に作成しておいてください。必要書類が不備の場合、再度ご来場いただくこともあります。

⑫ 「市民税・県民税申告書」を事前に作成する場合は？

事前に申告書用紙が必要な人は、申告会場 課税課(市役所1階、市民福祉課(総合支所仮庁舎)に用意しています。市ホームページからもダウンロードできます。

※郵送希望の人は、課税課へご連絡ください。

⑬ 偶者その他親族の控除には適用されません。

⑭ 医療費控除を受ける人：医療費の明細書及び医療機関に支払った費用の領収書等、保険金などで補填された金額が分かる書類

⑮ 障害者控除を受ける人：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書(左ページを参照) など

⑯ 収支内訳書・医療費の明細書は必ず事前に作成しておいてください。必要書類が不備の場合、再度ご来場いただくこともあります。

⑰ 「市民税・県民税申告書」を事前に作成する場合は？

事前に申告書用紙が必要な人は、申告会場 課税課(市役所1階、市民福祉課(総合支所仮庁舎)に用意しています。市ホームページからもダウンロードできます。

※郵送希望の人は、課税課へご連絡ください。

⑱ 偶者その他親族の控除には適用されません。

⑲ 医療費控除を受ける人：医療費の明細書及び医療機関に支払った費用の領収書等、保険金などで補填された金額が分かる書類

⑳ 障害者控除を受ける人：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書(左ページを参照) など

㉑ 収支内訳書・医療費の明細書は必ず事前に作成しておいてください。必要書類が不備の場合、再度ご来場いただくこともあります。

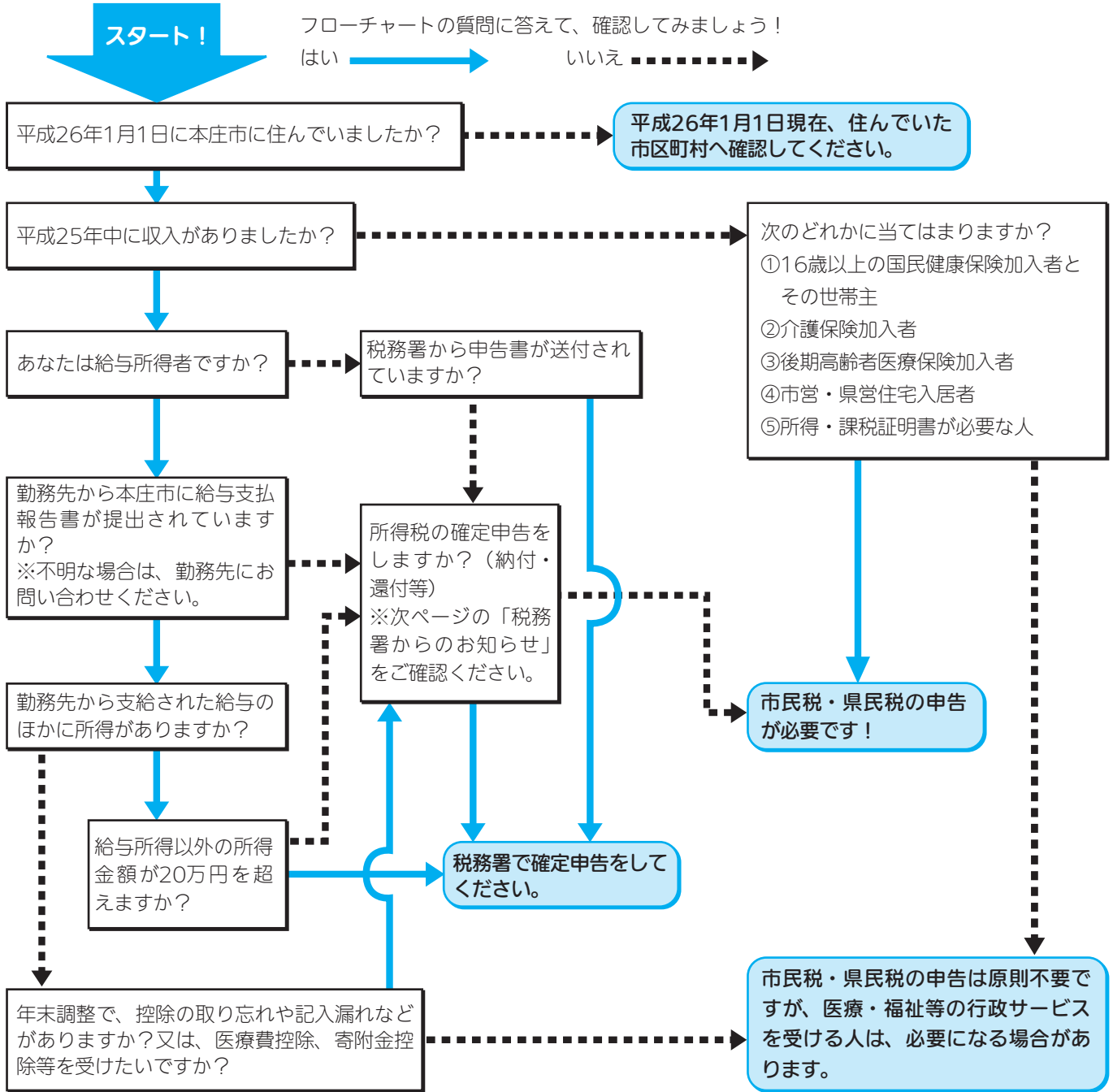
㉒ 「市民税・県民税申告書」を事前に作成する場合は？

事前に申告書用紙が必要な人は、申告会場 課税課(市役所1階、市民福祉課(総合支所仮庁舎)に用意しています。市ホームページからもダウンロードできます。

※郵送希望の人は、課税課へご連絡ください。

㉓ 偶者その他親族の控除には適用されません。

## あなたの申告は市民税・県民税申告？それとも確定申告？



※このフローチャートは一般的な例です。

次に該当する人は、市役所で受付できないため、税務署で申告してください。

- ①青色申告②平成24年分以前の確定申告③死亡者の確定申告④土地・建物・株等の譲渡所得⑤雑損控除⑥住宅借入金等特別控除⑦山林所得⑧災害減免⑨外国税額控除⑩外国に住んでいる扶養親族の扶養控除を受けたい

- 3 ★介護いきがい課 ☎ 171  
9、市民福祉課 ☎ 133

**申請方法** 本人又は代理人が、介護保険被保険者証を持参のうえ左記へ

- ①平成25年12月末時点で、要介護2から5までのいずれかの認定を受けている人  
 ②平成25年中に死亡した人で、死亡時に要介護2から5までのいずれかの認定を受けていた人

**対象** 次の①②のいずれかに該当する65歳以上の人が、身体障害者手帳等を持っていない場合でも、市が交付する「障害者控除対象者認定書」を提示すれば、障害者控除を受けることができます。

**介護保険の要介護認定（要介護2～5）を受けている人は、身体障害者手帳等を持っていない場合でも、市が交付する「障害者控除対象者認定書」を提示すれば、障害者控除を受けることができます。**

**介護保険要介護認定者の障害者控除を受けるには**  
 介護保険の要介護認定（要介護2～5）を受けている人は、身体障害者手帳等を持っていない場合でも、市が交付する「障害者控除対象者認定書」を提示すれば、障害者控除を受けることができます。

**申告は期限内にしましょう**  
 申告は3月17日(月)までに済ませましょう。期限内に申告をしなかった場合、「平成26年度（平成25年分）所得・課税証明書」が必要になったとき、証明書の発行に日数がかかることがあります。